

令和4年3月24日開会

第738回むつ市教育委員会

議案等関係書類

## < 目 次 >

- 議案第1号 むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 (総務課)  
議案第2号 むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則 (総務課)

## < 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 令和4年度むつ市教育費予算の概要について (教育部長)  
報告第2号 第251回むつ市議会定例会報告 (総務課)  
報告第3号 重要文化財青森県二枚橋2遺跡出土品のき損について (生涯学習課)  
報告第4号 第3次むつ市学校教育プラン検討委員会設置要綱の策定について  
(学校教育課)  
報告第5号 令和3年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について (追加)  
(総務課)  
報告第6号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

## < その他 >

むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

令和4年 月 日公布  
教育委員会規則第 号

むつ市教育委員会公印規則（平成24年むつ市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 むつ市教育委員会印 」		を	「 むつ市教育委員会之印 」				に、	
「 社会教育 委員長の 印 」	むつ市社会教育委員 長之印	”	1	8	1	”	生涯学習課長	を
「 教育長職 務代理者 の印 」	むつ市教育委員会教 育長職務代理者之印	”	2	1	1	”	総務課長	に、
「 文化財審 議委員長 の印 」	むつ市文化財審議委 員長之印	”	1	8	1	”	”	を
「 文化財保 護審議会 会長の印 」	むつ市文化財保護審 議会会長印	”	2	1	1	”	生涯学習課長	に、
「 就学指導 委員会委 員長の印 」	むつ市就学指 導委員会委員 長印	を	「 特別支援 教育推進 委員会委 員長の印 」				に、	
「 」			「 」					

青森県むつ市立第一田名部小学校之印 を 青森県むつ市立第一田名部小学校印 に、

〃	第三田名部小学校印	〃	2 4	1	〃	第三田名部小学校長
---	-----------	---	-----	---	---	-----------

を、

〃	第三田名部小学校印	〃	2 4	1	〃	第三田名部小学校長
〃	青森県むつ市立第三田名部小学校之印	〃	4 5	1	〃	〃

に

むつ市立関根小学校印 を 青森県むつ市立関根小学校印 に、

青森県むつ市立大平小学校之印 を 青森県むつ市立大平小学校印 に、

むつ中学校之印	〃	2 1
---------	---	-----

を

むつ中学校之印	〃	4 5
---------	---	-----

に、

青森県むつ市立大湊中学校之印 を 青森県むつ市立大湊中学校印 に、

青森県むつ市立川内小学校之印 を 青森県むつ市立川内小学校印 に、

〃	青森県むつ市立正津川小学校之印	〃	4 5	1	〃	正津川小学校長
〃	青森県むつ市立二枚橋小学校之印	〃	4 5	1	〃	二枚橋小学校長

を

青森県むつ市立正津川				
------------	--	--	--	--

〃	小学校之印	〃	4 5	1	〃	正津川小学校長	に、
---	-------	---	-----	---	---	---------	----

青森県むつ市立脇野沢 小学校	を	青森県むつ市立脇野澤 小学校	に、
-------------------	---	-------------------	----

青森県むつ市立 川内中学校之印	〃	5 4	を	青森県むつ市立 川内中学校印	〃	4 5	に、
--------------------	---	-----	---	-------------------	---	-----	----

青森県むつ市立脇野沢 中学校之印	を	青森県むつ市立脇野澤 中学校之印	に、
---------------------	---	---------------------	----

学校長 の印	青森県むつ市立第一田 名部小学校長	〃	2 0	1	〃	第一田名部小学 校長	を
〃	青森県むつ市立第一田 名部小学校長職務代 行者印	〃	2 0	1	〃	第一田名部小学 校長	

〃	青森県むつ市立第一田 名部小学校長	〃	2 0	1	〃	第一田名部小学 校長	に、
---	----------------------	---	-----	---	---	---------------	----

〃	青森県むつ市立第二田 名部小学校長印	〃	2 0	1	〃	第二田名部小学 校長	を
〃	青森県むつ市立第二田 名部小学校長職務代 理者印	〃	2 0	1	〃	第二田名部小学 校長	

〃	青森県むつ市立第二田 名部小学校長印	〃	2 0	1	〃	第二田名部小学 校長	に、
---	-----------------------	---	-----	---	---	---------------	----

〃	青森県むつ市立大平小 小学校長印	〃	2 1	1	〃	大平小学校長	を
〃	青森県むつ市立大平小 小学校長職務代理者印	〃	2 1	1	〃	大平小学校長	

「	青森県むつ市立大平小 小学校長印	青森県むつ市立大平小 小学校長印	2	1	1	青森県むつ市立大平小 小学校長	に、
---	---------------------	---------------------	---	---	---	--------------------	----

「	青森県むつ市立大湊小 小学校長之印	青森県むつ市立大湊小 小学校長之印	2	1	1	青森県むつ市立大湊小 小学校長	を
「	青森県むつ市立大湊小 小学校長職務代理者之印	青森県むつ市立大湊小 小学校長職務代理者之印	2	1	1	青森県むつ市立大湊小 小学校長	を

「	青森県むつ市立大湊小 小学校長之印	青森県むつ市立大湊小 小学校長之印	2	1	1	青森県むつ市立大湊小 小学校長	に、
---	----------------------	----------------------	---	---	---	--------------------	----

「	青森県むつ市立近川中 中学校長之印	青森県むつ市立近川中 中学校長之印	2	1	1	青森県むつ市立近川中 中学校長	を
「	青森県むつ市立近川中 中学校長職務代理者之印	青森県むつ市立近川中 中学校長職務代理者之印	2	1	1	青森県むつ市立近川中 中学校長	を

「	青森県むつ市立近川中 中学校長之印	青森県むつ市立近川中 中学校長之印	2	1	1	青森県むつ市立近川中 中学校長	に、
---	----------------------	----------------------	---	---	---	--------------------	----

「	青森県むつ市立大平中 中学校長印	青森県むつ市立大平中 中学校長印	青森県むつ市立大平中 中学校長印	青森県むつ市立大平中 中学校長之印	に、
---	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----

「	青森県むつ市立大湊中 中学校長之印	2	1	青森県むつ市立大湊中 中学校長之印	2	4	に、
---	----------------------	---	---	----------------------	---	---	----

「	青森県むつ市立正津川 小学校長印	青森県むつ市立正津川 小学校長印	2	1	1	青森県むつ市立正津川 小学校長	を
「	青森県むつ市立二枚橋 小学校長印	青森県むつ市立二枚橋 小学校長印	2	1	1	青森県むつ市立二枚橋 小学校長	を

「							
---	--	--	--	--	--	--	--

〃	むつ市立正津川小学校 長印	〃	2 1	1	〃	正津川小学校長	に
---	------------------	---	-----	---	---	---------	---

「青森県むつ市立脇野沢小学校長之印」を「青森県むつ市立脇野澤小学校長之印」に、

〃	青森県むつ市立脇野沢 中学校長之印	〃	1 8	1	〃	脇野沢中学校長	を、
---	----------------------	---	-----	---	---	---------	----

〃	青森県むつ市立脇野澤 中学校長之印	〃	1 8	1	〃	脇野沢中学校長
校長職務代理者の印	青森県むつ市立第一田名部小学校長職務代行者印	〃	2 0	1	〃	第一田名部小学校長
〃	青森県むつ市立第二田名部小学校長職務代理者印	〃	2 0	1	〃	第二田名部小学校長
〃	青森県むつ市立第三田名部小学校長職務代理者印	〃	2 1	1	〃	第三田名部小学校長
〃	青森県むつ市立大平小学校長職務代理者印	〃	2 1	1	〃	大平小学校長
〃	青森県むつ市立大湊小学校長職務代理者之印	〃	2 1	1	〃	大湊小学校長
〃	青森県むつ市立近川中学校長職務代理者之印	〃	2 1	1	〃	近川中学校長

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



## 議案第 2 号

### むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則を制定したので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

#### 提案理由

本案は、むつ市議会第 2 5 0 回定例会において、令和 4 年 4 月 1 日から二枚橋小学校を大畑小学校へ統合することに係る議案が可決した事に伴い、別表中二枚橋小学校に関する部分を大畑小学校に統合するほか、所要の条文整理をするためのものである。

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

令和4年 月 日公布  
教育委員会規則第 号

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則（昭和46年むつ市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

大畑小学区	孫次郎間、大畑道、湧館、湯坂下、八幡湯坂、兔沢、南町、観音堂、大畑村、松ノ木、松ノ木道、松ノ木ノ内土場、本町、庚申堂、東町、伊勢堂、本門寺前、筒万坂、新町、中島、湊村、上野、水木沢、戦敷、高橋川、奈良ノ木平、添木、小目名村、赤坂、小目名家ノ下、葉色、明神平、薬研、赤滝山、朝比奈岳、関根橋、谷地道、重兵エ沢、鳥谷場、柳沢、正津川道、四ツ谷	を
正津川小学区	正津川戦敷、正津川中道、正津川、正津川高待、正津川平	
二枚橋小学区	釣屋浜、二枚橋、大畑道、赤川村、小赤川、大赤川、佐助川、木野部、鍵掛、赤岩	

大畑小学区	孫次郎間、湧館、湯坂下、八幡湯坂、兔沢、南町、観音堂、大畑村、松ノ木、松ノ木道、松ノ木ノ内土場、本町、庚申堂、東町、伊勢堂、本門寺前、筒万坂、新町、中島、湊村、上野、水木沢、戦敷、高橋川、奈良ノ木平、添木、小目名村、赤坂、小目名家ノ下、葉色、明神平、薬研、赤滝山、朝比奈岳、関根橋、正津川大畑道、谷地道、重兵エ沢、鳥谷場、柳沢、正津川道、四ツ谷、釣屋浜、二枚橋、大畑道、赤川村、小赤川、大赤川、佐助川、木野部、鍵掛、赤岩	に改める。
正津川小学区	正津川戦敷、正津川中道、正津川、正津川高待、正津川平	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



## 報告第1号

### 令和4年度むつ市教育予算の概要について

令和4年度における教育費予算を次のとおり報告する。

#### 1 概要

令和4年度の教育費予算は、2,980,479千円で、一般会計歳出予算38,810,000千円のうち、7.68%となっています。

令和4年度教育予算における主な事業は次のとおりです。(民生部市民スポーツ課所管予算を除く)

#### 2 主たる事業費

##### ◇総務課関係

① まさかり高校医学部進学・特進コース運営事業	5,281千円
② 下北Project(学びのイノベーション)	5,000千円
③ 小学校・中学校整備事業費	111,225千円
④ GIGAスクールネットワーク体育館追加事業費	30,784千円
⑤ (仮称)むつ市防災食育センター建設事業費	70,286千円

##### ◇学校教育課関係

① 小中一貫教育推進事業費	21,104千円
② スクールサポーター配置事業費	48,015千円
③ 外国語指導助手派遣事業費	20,537千円
④ 児童生徒の高い志をはぐくむ支援事業費	4,264千円

◇生涯学習課関係

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| ① 音楽によるまちづくり事業費       | 3,773千円  |
| ② 重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業 | 79,908千円 |
| ③ 下北自然の家改修事業費         | 13,234千円 |

◇中央公民館関係

- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 中央公民館改修事業費 | 35,460千円 |
|--------------|----------|

◇図書館関係

- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 図書館ICT化事業費 | 60,049千円 |
|--------------|----------|

## むつ市議会第251回定例会報告 2月21日(月)～3月18日(金)

### 1. 一般質問 3月7日(月)～3月8日(火)

#### 質問者 10番 村中浩明 議員

質問事項：図書館の利便性向上について  
電子図書サービスについて

#### 【答弁概略】

電子図書サービスは専門事業者と契約し、電子書籍を利用者に一定期間貸し出すサービスで、インターネット環境さえあれば、来館せずに利用できるサービスであります。事業者が提供するコンテンツや契約形態はそれぞれに特色がありますことから、導入図書館の事例を参考に、調査研究してまいりたいと存じます。

#### 質問者 12番 住吉年広 議員

質問事項：HSC（ハイリー・センシティブ・チャイルド）への理解と支援について

- (1) HSCという概念について教育委員会として、どのように認識・把握されているか伺う
- (2) 現在決まっている活用計画等がありましたらお知らせください

#### 【答弁概略】

1点目、HSC（ハイリー・センシティブ・チャイルド）という概念について教育委員会として、どのように認識・把握しているか伺うについてお答えいたします。

HSCすなわちハイリー・センシティブ・チャイルドとは、「五感が敏感で、過剰な刺激を受けやすい。」「共感力が高いあまり、感情反応が強く疲れやすい。」など、いわゆる集団において不適応につながりやすい特性をもった子供たちを表す概念として、近年教育界において注目されているものであると認識しております。

また、HSCはいわゆる障害ではなく、教育活動全体を通して十分に支援・配慮していくべき特性の一つであると把握しております。

学校には、HSCに該当する可能性のある児童生徒を含め、特別な配慮を要する児童生徒と一緒に学んでおります。教育委員会といたしましては、各学校がそういった児童生徒の様々な教育的ニーズにしっかりと応えられるよう、今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。

2点目、学校教育現場へのHSCに関する情報の周知啓発を行うとともに、教員の資質の向上や教育環境の改善が必要だと考えるが市の見解を伺うについてお答えします。

まず、学校教育現場へのHSCに関する情報の周知啓発についてであります。学校訪問等機会ある毎に、HSCを含む特別な配慮を要する児童生徒に関する情報

を提供・共有して各教員の理解を深め、各学校において適切な対応が図られるように努めてまいりたいと考えております。

次に、教員の資質の向上や教育環境の改善についてであります。教育委員会では各種研修講座を通して、特別な配慮を要する児童生徒への支援に関する教員の資質向上に取り組んでおります。

また、全ての小中学校で実施している、学校への適応感を測ることができる質問紙調査『アセス』を活用して、日常生活の観察やアンケート等だけでは把握しづらい児童生徒の困り感を捉え、適切な支援につなげるなど支援体制の充実にも取り組んでおります。

今後も、HSCを含む、特別な配慮を要する児童生徒に対して、より適切に対応するための個別の支援と集団指導の充実に向けて、各学校の取組を支援してまいりたいと考えております。

**質問者 15番 佐藤 広政 議員**

**質問事項：高齢者政策について**

**(3) 高齢者の学習及び社会参加の推進について**

**【答弁概略】**

高齢者が日常生活で直面する課題を的確に解決し、自らが選択した人生設計に即し、生涯にわたって学習に取り組むこと、また、学習者自身が主体的に学びの選択ができるような体制が必要であると考えております。

市といたしましては、高齢者を含む全ての市民の皆様のニーズに合わせた学習機会の提供を図り、市民大学等の取組を通じて、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**質問者 6番 佐賀 英生 議員**

**質問事項：教育行政について**

**(1) 本年度の全国学力・学習状況調査の正答率に関して**

**【答弁概略】**

本年度の全国学力・学習状況調査の正答率の結果に関してであります。本市は、小・中学校ともに全国平均、県平均を上回っているか、ほぼ同値であり、全国の中でも上位に位置する結果でございました。また、これまでと比較して記述式問題の無解答率が減少し、正答率が高くなっているという成果が見られております。このようなことから、本市の児童生徒には、日々の授業を通して、知識・技能を活用する力や自分の考えを言葉で表現する一定の力が身に付いてきているものと評価しております。

一方で、文章の要旨や要点を捉えて読んだり、根拠を明確にして判断したりすることに課題が見られました。あわせて、一昨年度の調査では、小・中学校ともに県平均を下回ったこと、及び今年度の県学習状況調査の結果が芳しくなかったことなどから、毎年度、どの調査でも安定して高い定着度を示すことができるよう、さらに指導の充実に努めてまいりたいと考えております。



次に、新型コロナウイルスに係る影響についてですが、小・中学校ともに全国平均、県平均を大きく下回る教科はなかったことから、本市全体としての正答率に、影響はなかったものと判断してしております。

次に、昨年度の授業時間についてでございますが、年度当初に一斉休校があったものの、ほぼすべての小・中学校において、文部科学省が定めている標準授業時数を確保することができたとの報告を受けております。

**質問者 1番 佐藤 武 議員**

**質問事項： 1. 子どもの医療費・学校給食費無償化について**

(1) 無償化を今後どのように進めようとしているか

**3. 小中学校教職員の勤務時間管理について**

(1) 適正管理の取組について

**【答弁概略】**

**子どもの医療費・学校給食費無償化について**

現在、本市において保護者が負担している給食費は、小学生は1食あたり300円程度、中学生は1食あたり330円程度となっております。

現在、本市における給食施設は、センター方式が3施設、校舎内に給食室のある自校式が9施設あり、各センター、学校において個別に食材の仕入れを行っており、納入業者により単価にばらつきがあることから、保護者の負担が均等でない状況となっております。

令和7年度に供用開始を予定している（仮称）防災食育センターが稼働した際には、食材の調達を一本化すること等により、現在よりも低額で契約できる見込みであり、保護者の負担する給食費も1食あたり30円程度、1年間では5,700円程度は軽減されるのものと試算しております。

なお、給食費の完全な無償化につきましては、今後調査研究してまいりたいと考えております。

**小中学校教職員の勤務時間管理について**

教育委員会では、「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」を令和2年3月に一部改正し、時間外労働等の上限の目安や時間外労働縮減のための方策について示しているところであります。

また、令和2年度から、県教育委員会が作成する「教職員勤務時間記録簿」を市内すべての小中学校に配布し、勤務状況の把握に努めているところであります。

**2. 議案審議 3月2日（水）**

**教育委員会関係**

なし

⇒ **3月18日（金） 原案可決**



重要文化財青森県二枚橋2遺跡出土品のき損について

国の重要文化財「青森県二枚橋2遺跡出土品」のうち石刀1点について、先端部が一部破損したため、文化庁長官宛てにき損届を提出した。

1 重要文化財の名称及び員数

青森県二枚橋2遺跡出土品 1,308点

2 き損した資料

石刀（重文番号1197） 1点

法量：長21.5cm・幅3.5cm・厚1.5cm

平成30年度に一度き損し修復した資料

3 き損箇所及び程度

石刀端部の破断面から石片が複数剥落した。

主な石片：長19mm×幅12mm×厚4mm 1点

長12mm×幅5mm×厚1mm 1点

長9mm×幅5mm×厚1mm 1点

長8mm×幅3mm×厚1mm 1点

上記4点の他、長さ2～5mm程度の細片5点と1mm未満の小片に剥離

4 き損の事実を知った日

令和4年2月7日（月）

5 き損確認に至る経緯

二枚橋2遺跡出土品保存修理事業により、今年度の業務として当該資料を含む指定品35点を、受注業者である株式会社東都文化財保存研究所へ預けていた。

本資料は平成30年度に修復を終えていたが、安全に保管するための保存台を作製するために預けていた資料である。

業者が、業務の一環として資料の写真撮影をするために、既に作製を終えた保存台から取り出した際に破損が生じた。き損事実発生後、業者からすぐに当市教委へ連絡が入り画像データをメールで受信したことで、き損を確認した。

#### 6 き損の原因

保存台から取り出す際、平成30年度にも破損した、先端付近の破断面に指を掛けて持ち上げてしまったことで、当該部分に負荷が掛かったため。

#### 7 き損確認後の対応

剥離した破片を全て回収し、保存箱に保管した。文化庁の指示を仰ぎつつ、業者の責任で修復を行うこととした。

### むつ市学校教育プラン策定委員会について

令和5年度から始まる「むつ市学校教育プラン（仮）」策定に向け、令和4年度にむつ市学校教育プラン策定委員会を開催するための設置要綱を策定した。

#### ○むつ市学校教育プラン策定委員会の概要

- ・ 教育に関する理解及び識見を有する委員で組織する。
- ・ 策定委員会を開催し、委員から意見を収集する。

#### ○来年度の予定

- ・ 第1回むつ市学校教育プラン策定委員会 令和4年 7月 8日（金）  
    ※パブリックコメントの募集 8月
- ・ 第2回むつ市学校教育プラン策定委員会 9月20日（火）
- ・ 第3回むつ市学校教育プラン策定委員会 11月 4日（金）
- ・ むつ市教育委員会にて説明 12月
- ・ 指導の方針と重点説明会にて説明 令和5年 1月10日（火）

## むつ市学校教育プラン策定委員会設置要綱

令和4年3月7日  
教育委員会告示第1号

### (設置)

第1条 この要綱は、むつ市学校教育プラン策定に係る委員会（以下「策定委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 策定委員会は、むつ市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に基づき、むつ市学校教育プランについて審議し、教育長に答申を行う。

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長の推薦により、むつ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) むつ市に在住する者。ただし、旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村地区のそれぞれから各1名以上委嘱するものとする。
- (2) 教育に関する理解及び識見を有する者。

### (任期)

第5条 策定委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

- 2 策定委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、特別の事由があるときは、任期満了前に策定委員の委嘱を解くことができる。

### (役員)

第6条 策定委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第7条 策定委員会は委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は教

育長が招集する。

- 2 会議は、策定委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 教育長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させることができる。  
(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。





令和3年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）

令和4年3月8日及び3月15日に市内小中学校および市役所各課長からの推薦者について、むつ市教育委員会表彰規則に基づき受賞者を追加決定したので報告いたします。

●むつ市教育委員会表彰

市の教育行政の発展に功績のあった者を表彰し、市の教育の振興を促進することを目的として、平成7年度から継続して実施。

●表彰の範囲

むつ市教育委員会表彰表彰基準に基づき、主に、市の教育施設への備品等の寄贈者や寄附者に対して感謝状を、市内小・中学校の児童生徒のうち、スポーツ又は文化活動における優秀者に対して表彰状を授与。

●令和3年度受賞者

感謝状 12名

表彰状 90名

●令和3年度表彰式の中止について

令和4年2月14日（月）午後3時から、むつ市中央公民館講堂にて表彰式を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、令和4年2月2日の所属長会議にて開催の中止を決定しました。

感謝状及び表彰状は、受賞者本人または受賞者の在籍する学校宛てに送付し、表彰に代えることとしました。

なお、表彰式に参加予定であった者への感謝状及び表彰状は2月22日に、今回追加した者への感謝状は送付しましたので報告します。